

査読の基準と手順（『人文学林』の編集・刊行に関する細則」第7条）

- （1）査読は、査読者に対しては投稿者の氏名を、投稿者に対しては査読者の氏名を示さない方式（二重匿名審査方式）によって行う。
- （2）査読者は、次の4段階の基準にしたがって、所定の様式により結果を報告するものとする。
 - 1)このまま掲載可
 - 2)わずかな修正の上で掲載可（再査読の必要はなく、修正箇所のチェックは委員会に委ねる）
 - 3)修正の上で再査読
 - 4)掲載不可
- （3）各小委員会は、投稿された原稿について、研究科内と研究科外から各1名、もしくは研究科外から2名の査読委員を選定する。
- （4）研究科内からの査読委員は、人文学研究科の専任教員、兼任教員、及び特任教員のうちから選定する。
- （5）研究科外からの査読委員は、適切な学識経験者から選定する。
- （6）投稿された原稿の掲載可否は、査読結果に基づき各小委員会が決定する。各小委員会が必要と認めた場合は、原稿の体裁・内容などについて、査読結果に基づき修正を求めることができる。